

令和2年度 園長・校長・副園長・副校長 昇任・転任者一覧

《園長・校長》

| No | 氏名 | 職名 | 新任校(園) | 前任 地区名 | 前任校(園) | 種別 | 区分 |
|----|-----------------|----|---------|-----------|--------|----|----|
| 1 | ふくい 福井 みどり | 園長 | 第三寺島幼 | 新宿 | 戸山小 | 昇任 | 外転 |
| 2 | かなざわ 金澤 里美 | 園長 | 八広幼 | 墨田 | 柳島幼 | 昇任 | 内転 |
| 3 | こんどう 近藤 幸弘 | 校長 | 緑小 | 墨田 | 第一寺島小 | 転任 | 内転 |
| 4 | ゆら 由良 たかし 隆 | 校長 | 外手小 | 足立 | 高野小 | 昇任 | 外転 |
| 5 | やまざき 山崎 たかし 隆 | 校長 | 二葉小 | 北 | 教育委員会 | 採用 | 外転 |
| 6 | てらさき 寺崎 やすこ 康子 | 校長 | 中和小 | 墨田 | 中和小 | 再任 | 内転 |
| 7 | いのうえ 井上 よしお 義郎 | 校長 | 言問小 | 墨田 | 言問小 | 再任 | 内転 |
| 8 | やまだ 山田 あきら 明 | 校長 | 業平小 | 墨田 | 業平小 | 再任 | 内転 |
| 9 | かわさき 川崎 さだあき 貞昭 | 校長 | 横川小 | 墨田 | 二葉小 | 転任 | 内転 |
| 10 | もりむら 森村 あきひこ 聡彦 | 校長 | 第一寺島小 | 港 | 筭小 | 昇任 | 外転 |
| 11 | なかもら 中村 なおみ 奈緒美 | 校長 | 第二寺島小 | 墨田 | 第三寺島小 | 転任 | 内転 |
| 12 | ふくい 福井 みどり | 校長 | 第三寺島小 | 新宿 | 戸山小 | 昇任 | 外転 |
| 13 | しまだ 島田 かずひさ 和久 | 校長 | 押上小 | 足立 | 弥生小 | 昇任 | 外転 |
| 14 | すどう 須藤 たろう 太郎 | 校長 | 八広小 | 墨田 | 八広小 | 再任 | 内転 |
| 15 | むかい 向井 いちろう 一郎 | 校長 | 立花吾孀の森小 | 江戸川 | 篠崎第二小 | 昇任 | 外転 |
| 16 | まつい 松井 たかし 隆 | 校長 | 本所中 | 墨田 | 寺島中 | 再任 | 内転 |
| 17 | しばや 渋谷 としまさ 俊昌 | 校長 | 両国中 | 墨田 | 両国中 | 再任 | 内転 |
| 18 | おりべ 織部 あきひろ 明広 | 校長 | 豎川中 | 墨田 | 豎川中 | 再任 | 内転 |
| 19 | わだ 和田 こうじ 浩二 | 校長 | 錦糸中 | 墨田 | 桜堤中 | 転任 | 内転 |
| 20 | こまだ 駒田 るみ子 | 校長 | 吾孀第二中 | 墨田 | 吾孀第二中 | 再任 | 内転 |

| | | | | | | | |
|----|--------------------|----|-------|----|-------|----|----|
| 21 | たなか しげかず 田中 茂和 | 校長 | 寺島中 | 墨田 | 横川小 | 転任 | 内転 |
| 22 | くぼ ひろたか 窪 宏孝 | 校長 | 桜堤中 | 練馬 | 上石神井中 | 昇任 | 外転 |
| 23 | さとう じゅんいち 佐藤 順一 | 校長 | 吾孺立花中 | 墨田 | 両国中 | 昇任 | 内転 |

《副園長・副校長》

| No | 氏名 | 職名 | 新任校(園) | 前任 地区名 | 前任校(園) | 種別 | 区分 |
|----|---------------------|-----|---------------|-----------|---------------|----|----|
| 1 | こんどう ゆきえ 近藤 ゆき江 | 副園長 | 柳島幼 | 墨田 | 八広幼 | 再任 | 内転 |
| 2 | とみおか けいこ 富岡 敬子 | 副園長 | 菊川幼 | 墨田 | 菊川幼 | 再任 | 内転 |
| 3 | やまくち かつよ 山口 勝代 | 副校長 | 言問小 | 墨田 | 小梅小 | 昇任 | 内転 |
| 4 | さとう ようこ 佐藤 陽子 | 副校長 | 中川小 | 墨田 | 第三吾孺小 | 転任 | 内転 |
| 5 | いそ かおり 磯 香織 | 副校長 | 東吾孺小 | 墨田 | 言問小 | 転任 | 内転 |
| 6 | みつはし あきひこ 三橋 秋彦 | 副校長 | 墨田中 | 墨田 | 墨田中 | 再任 | 内転 |
| 7 | さいとう しんじ 齊藤 伸治 | 副校長 | 本所中 | 墨田 | 文花中 (夜間学級) | 転任 | 内転 |
| 8 | あぜやなぎ てつろう 畔柳 徹朗 | 副校長 | 両国中 | 渋谷 | 渋谷本町学園中 | 転任 | 外転 |
| 9 | つちだ おさむ 土田 治 | 副校長 | 豎川中 | 墨田 | 豎川中 | 再任 | 内転 |
| 10 | はなだ よしひさ 花田 嘉寿 | 副校長 | 文花中 (夜間学級) | 墨田 | 墨田中 | 昇任 | 内転 |

令和2年度 園長・校長・副園長・副校長・管理職候補者 区外転出一覧

| No | 氏名 | 職名 | 新任校 | 新任 地区名 | 前任校・職 | 種別 |
|----|--------------------|-----|-------|-----------|------------|----|
| 1 | えぐち ちほ 江口 千穂 | 校長 | 王子第二小 | 北 | 第二寺島小・校長 | 転任 |
| 2 | ねごろ ふみあき 根来 郁明 | 校長 | 江原小 | 中野 | 押上小・校長 | 転任 |
| 3 | よこやま きみかず 横山 公一 | 校長 | 調和小 | 調布 | 立花吾孺の森小・校長 | 転任 |
| 4 | うらやま ひろし 浦山 裕志 | 校長 | 田端中 | 北 | 錦糸中・校長 | 転任 |
| 5 | はやし のぶひろ 林 信広 | 校長 | 新宿小 | 葛飾 | 東吾孺小・副校長 | 昇任 |
| 6 | ふくい よしこ 福井 嘉子 | 副校長 | 上目黒小 | 目黒 | 両国小・主幹教諭 | 昇任 |

令和2年度 指導室長・指導主事 昇任・転出・転入者一覧

| No | 氏名 | 新所属・職 | 前所属・職 | 種別 |
|----|--------------------|------------------------------|--------------------|----------|
| 1 | よこやま けいすけ 横山 圭介 | 大田区立蒲田小学校 校長 | 墨田区教育委員会 指導室長 | 転出 転任 |
| 2 | さいとう けいすけ 齋藤 圭祐 | 東京都教育委員会指導部義務教育指導課 統括指導主事 | 墨田区教育委員会 統括指導主事 | 転出 転任 |
| 3 | しんはま ひでたか 新濱 英貴 | 練馬区立開進第三小学校 副校長 | 墨田区教育委員会 指導主事 | 転出 昇任 |
| 4 | かとう やすひろ 加藤 康弘 | 墨田区教育委員会 指導室長 | 大田区立清水窪小学校 校長 | 転入 転任 |
| 5 | かつた みつのり 勝田 光徳 | 墨田区教育委員会 統括指導主事 | 墨田区立中川小学校 副校長 | 転入 転任 |
| 6 | まつもと かずき 松本 和記 | 墨田区教育委員会 指導主事 | 墨田区立墨田中学校 主任教諭 | 転入 昇任 |

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

本案件については、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正に併せて施行する必要があるが、条例公布から施行までの間に教育委員会を開催する暇がないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づき、教育長の臨時代理により決定した。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年墨田
区教育委員会規則第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|-------------|
| <p><u>（業務量の適切な管理等）</u></p> <p><u>第32条の3 教育委員会は、職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する幼稚園の職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 1月について45時間</u></p> <p><u>(2) 1年について360時間</u></p> <p><u>2. 教育委員会は、職員が幼児に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p><u>(1) 1月について100時間未満</u></p> <p><u>(2) 1年について720時間</u></p> <p><u>(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間</u></p> | <p>〔新設〕</p> |

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

3 前2項に定めるもののほか、職員の業務量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

本案件については、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正に併せて施行する必要があるが、条例公布から施行までの間に教育委員会を開催する暇がないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づき、教育長の臨時代理により決定した。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

墨田区立小中学校の管理運営に関する規則（昭和53年墨田区教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|-------------|
| <p><u>（教育職員等の業務量の適切な管理）</u></p> <p>第22条 教育委員会は、<u>学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「条例」という。）第4条の2の規定に基づき、条例第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第12条及び条例第13条の規定による休日並びに条例第14条第1項の規定により指定された代休日以外の日（代休日が指定された勤務日を含む。）における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、<u>教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></u></p> <p>(1) <u>1月について45時間</u></p> <p>(2) <u>1年について360時間</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、児童又は生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行う必要があると教育委員会が認める場合には、教育委員会は、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる基準の範囲内とするため、<u>教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。</u></u></p> <p>(1) <u>1月について100時間未満</u></p> | <p>〔新設〕</p> |

| | |
|--|------------------|
| <p>(2) <u>1年について720時間</u></p> <p>(3) <u>1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間</u></p> <p>(4) <u>1年のうち、1月において45時間を超える月数について6月</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</u></p> | <p>(同左)</p> |
| <p>(委任)</p> <p>第23条 この規則の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会教育長が定める。</p> | <p>第22条 (同左)</p> |

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 趣旨

本案件については、労働基準法の一部改正に併せて施行する必要があるが、法律公布から施行までの間に教育委員会を開催する暇がないため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づき、教育長の臨時代理により決定した。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

令和2年4月1日

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年墨田区教育委員会規則第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（職員別給与簿）</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>5年間</u>保存するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1～4 〔略〕</p> <p>（経過措置）</p> <p><u>5 第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。</u></p> | <p>〔同左〕</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>3年間</u>保存するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>1～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> |

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対策のための施設休館期間延長等について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策について、国や東京都の方針や、区の「新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、以下の施設について、施設休館期間の延長等の対応を行う必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和2年3月24日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 休館期間の延長等を行う施設等

(1) 学校施設貸出の休止期間の延長（校庭、体育館、柔剣道場、教室など）

延長期間：令和2年4月1日から令和2年4月12日まで

※ 旧学校施設貸出の休止（旧隅田小学校、旧向島中学校）

休止期間：令和2年3月30日から令和2年4月12日まで

(2) すみだ郷土文化資料館の休館期間の延長

延長期間：令和2年4月1日から令和2年4月13日まで

(3) 立花大正民家園旧小山家住宅の休園期間の延長

延長期間：令和2年4月1日から令和2年4月12日まで

(4) すみだわんぱく砦の利用休止期間の延長

延長期間：令和2年3月26日から令和2年4月12日まで

(5) 区立図書館の一部サービス休止

休止期間：令和2年3月28日から令和2年4月12日まで

※ 予約図書を受取・返却のみ実施